

## ○愛知工業大学公的研究費取扱細則

愛知工業大学公的研究費取扱規程第2条第1項及び第2項における公的研究費等の執行については、愛知工業大学配分教研費取扱規程及び同細則に定めるものの他、次のとおり定める。

### 1 物品の購入

#### (1) 手続

研究代表者等は、次のとおり購買課に伺書（購入）を提出する。

1個、1組又は1式の価格が10万円以上又は10万円未満で合計金額50万円以上の物品を購入する場合は、伺書（購入）を提出する。

#### (2) 決裁

購買課は、決裁規程に基づく手続を行う。

#### (3) 見積書

1個、1組又は1式の見積価格が20万円以上の場合、二人以上から見積書を徴さなければならない。

#### (4) 伺書（購入）等の提出期限

伺書（購入）については、購買課が提出期限を定め通知する。

### 2 物品の検収

#### (1) 検収の対象、時期

当該年度に購入した物品全てについて、納品時に検収を行うものとする。また、必要に応じて最高管理責任者が指定した時期に検収を行うものとする。

#### (2) 検収の方法

検収は、納入された物品と納品書等の証ひょう書類と照合し、型式、品番等を確認して行うとともに、据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認するものとする。

#### (3) 特殊な役務の検収

データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など特殊な役務に関する検収については、別表1に定める方法により行うものとする。

#### (4) 検収部署

物品の検収は、所管の事務室が行う。

### 3 教育活動及びそれに付随する事務の代行経費

研究代表者は、研究プロジェクトに専心する時間拡充のため、講義等の研究者が本来行う必要がある教育活動及びそれに付随する事務の代行経費（以下、「バイアウト経費」という。）について支出できるものとする。ただし、事務処理を行うための雇用経費及び研究補助業務には支出できないものとする。

#### (1) 支出上限

バイアウト経費は、配分機関の定めるものを除き、プロジェクトにおける直接経費の20%を上限とする。

#### (2) 代行経費

代行にかかる経費は、通常当該業務を行う人員の雇用経費相当額とする。

#### (3) 手続

当該経費の支出を希望する研究代表者は、別に定める申請書を学長に提出し、許可を得るものとする。

#### 4 若手研究者の雇用

##### (1) 雇用条件

愛知工業大学公的研究費取扱規程第14条の2に定める若手研究者の雇用は以下の事項をすべて満たす者とする。

ア 競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者

イ 40歳未満の者。ただし、競争的研究費制度の各制度の特性に応じ、40歳以上を対象とすることを可能とする。

ウ 研究活動を行うことを職務に含む者

エ 身分は原則として「ポストドクトラル研究員」又は「客員研究員」とする。

オ その他、第4項第1号ア、イ及びウに規定するものの他は「愛知工業大学ポストドクトラル研究員規程」または「愛知工業大学客員研究員規程」によるものとする。

##### (2) 手続き

若手研究者の雇用を必要とする研究代表者は、別に定める様式を学長に提出するものとする。

#### 5 その他の予算執行

##### (1) 予算執行の承認

研究代表者等は、予算の執行にあたっては、伺書等所定の手続きにより決裁規程に定める承認を得なければならない。

##### (2) 学会参加費

当該研究を遂行するため、研究代表者等が当該研究の成果発表を行うために必要な学会参加費を除き支給することはできない。

##### (3) 金券の管理

金券は郵便切手等を除き、購入することはできない。郵便切手等は、その都度必要な金額分を購入するものとする。

##### (4) 立替払いの禁止

研究代表者等による立替払いは、郵便切手や着払郵便料等、現金以外での支払が不可能なものを除き、原則として認めない。

#### 6 雑則

この細則に定めるもののほか、必要な事項は、大学協議会の議を経て学長が別に定める。

##### 附 則

この細則は、平成19年11月1日から施行する。

##### 附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

##### 附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

##### 附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

##### 附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、令和元年8月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

**別表 1**

特殊な役務の検収方法

役 務 の 種 類	検 収 方 法
データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成	動作確認、デジタル機器上における成果物確認など具体的な事実確認により行う。
機器の保守・点検	保守・点検時に立ち会うことにより行う。
機器修理	修理前、修理後の状態を確認することにより行う。
電源増設等工事	工事前、工事完了後を写真等で記録する。

※上表に該当しない役務については、購買課の指示による方法による。